

# お知らせします。 2つの給付金（平成27年度）。

## 臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

## 子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

〈イメージ〉

対象者

対象者

住民税が課税されていない方

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（扶養されている方）
- ・生活保護の受給者 などは対象外

両方とも受給可  
(※)

中学生以下の児童がいる  
子育て世帯

高所得世帯

受給資格の有無を確認したい方は、次ページ以降をご覧ください。

(※)平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

### ●「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10%になります。
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。

**Q** 自分が住民税が課税されているかどうか、  
どうすれば分かりますか？

**A** 例えば、

- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- ・6月上旬に「住民税課税通知書」が届いた場合
- ・ご自身の給与や年金の収入が9ページの（参考）の非課税限度額以上の場合は、基本的に住民税が課税されています。

**Q** 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取は  
どうなりますか？

**A** 臨時福祉給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で住民票のある市区町村から支給され、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当を受給される市区町村から支給されます。  
具体的な申請期間や手続については、申請先の市区町村にお問い合わせください。

**Q** 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象に  
なりますか？

**A** [臨時福祉給付金]  
基準日（平成27年1月1日）に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。  
[子育て世帯臨時特例給付金]  
基準日（平成27年5月31日）に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、市区町村が支給決定がするまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。

### お問い合わせ先

● 申請方法に関するお問い合わせ

臨時福祉給付金：住民課福祉介護係 電話：01397-2-3381  
子育て世帯臨時特例給付金：住民課国保年金係 電話：01397-2-3406

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル : 0570 (037) 192 みな いちご

**!** 「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
**"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。**

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。



## 申請方法

## 臨時福祉給付金

- 申請先 奥尻町役場住民課福祉介護係「臨時福祉給付金」窓口  
基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が奥尻町にある方が対象です。

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても奥尻町で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに奥尻町にお住まいの方については、奥尻町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

- 申請期間：平成27年8月3日(月)～11月2日(月)
- 提出書類：申請書 窓口でお渡しします。

## 給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。  
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

## ご注意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。奥尻町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

医療法人社団 陵仁会



**えんどう桔梗マタニティクリニック**

産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実)

【診療科目】産科・婦人科 **小児科隣接**

院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

広告

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	休診	●	●	手術日	●	●	休診
休 診	日曜(第1・3・5)・祝祭日						

**LDR(分娩室)リニューアル**  
和室病室も新設  
産前・産後ケア充実

**8月の日曜診療は、  
9日・23日に  
なります。**

※8月13日(木)は、午前中のみ診療致します。  
入院設備完備

初診の方でもPC,携帯,スマートフォンから24時間外来事前受付,分娩希望受付可。問診票ダウンロード可。予約なしの来院も可。  
ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。電話問い合わせ可(診療時間内)。(桔梗駅前通り中の沢小学校前)

函館市桔梗5丁目7-15 **TEL(0138)47-3001**



# 臨時福祉給付金

# 支給要件

●**支給対象者**：平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、  
 ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合  
 （住民税において、課税者の扶養となっている場合）  
 ・生活保護の受給者である場合 など  
 は対象となりません。

●**支給額**：1人につき **6,000円**

●**基準日**：平成27年1月1日

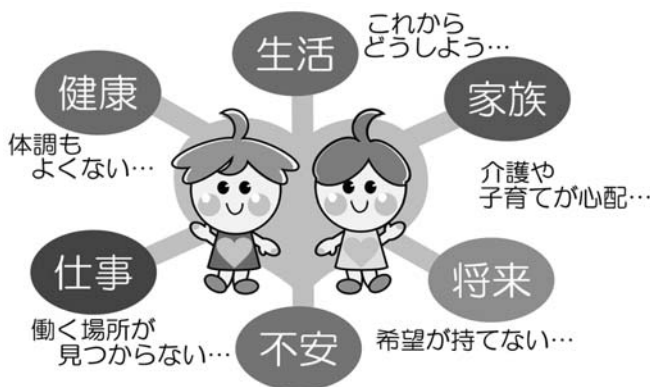
（参考）【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）	区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	100万円	単身	65歳以上 155万円
夫婦	156万円		65歳未満 105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦	65歳以上 211万円
夫婦子2人	255.7万円		65歳未満 171.3万円

※生活保護基準の1級地（東京都23区等）における非課税限度額。

## 生活と就労などの不安や悩み事についてご相談下さい

「生活就労サポートセンターひやま」は、北海道檜山振興局からの委託を受けて、「仕事を失うおそれがある、または既に失っており生活に困っている方など、経済的に困窮し、今後の生活に不安を感じている方」のご相談をお受けするところです。檜山管内（江差町、上ノ国町、乙部町、厚沢部町、今金町、せたな町、奥尻町）にお住みの方が対象となります。



**まずはご相談を 相談無料！**  
 ①お気軽に電話や、メールで  
 ②一緒に課題を整理  
 ③一緒に解決プランを作ります



### 「生活就労サポートセンターひやま」

住所 〒043-0043 江差町字本町101-1  
 あすなる新地センター横  
 電話番号 0139-54-6300  
 F A X 0139-54-6301  
 E-mail hiyama@hif.or.jp

# 平成27年 国勢調査 を実施します

## 国勢調査とは？

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年に1度実施されます。



### ■調査期日

平成27年10月1日現在で実施します。

### ■調査の対象

日本国内に住んでいるすべての人（外国人を含む）及び世帯が対象。



### ■調査期日

○世帯員について

「男女の別」、「出生の月日」、「配偶の関係」など13項目

○世帯について

「世帯員の数」、「住居の種類」「住宅の建て方」など4項目

### ■お問い合わせ先

役場総務課情報サービス係

電話：2-3402番（直通）

インターネット回答は

9/10～20

調査票での回答は

10/1～7

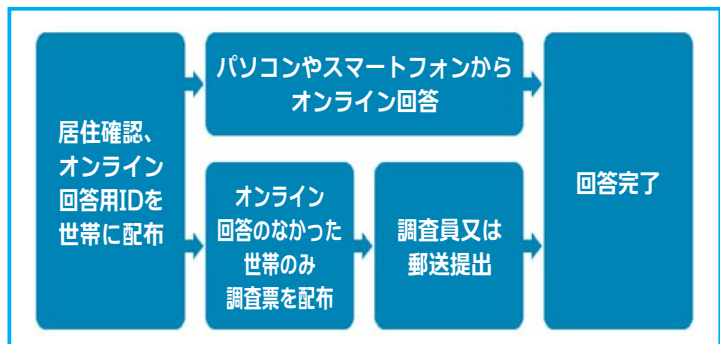
### ■平成27年国勢調査では、オンライン回答が可能になります。

平成27年国勢調査においては、従来の調査方法を進化させ正当かつ効率的な統計調査の作成を行うとともに、国民の負担の軽減。利便性の向上を図る等の観点から全世界帯を対象としてオンライン調査を実施します。また、今回の調査では、パソコンからの回答だけではなく、スマートフォンで回答も可能となります。

### ■平成27年国勢調査における調査の流れ

オンライン調査を推進するため、調査票の配布に先行してオンライン回答期間を設定する方式で調査を実施。オンライン調査の回答がなかった世帯のみに調査票を配布し、合理的・効率的な調査実施を図ります。

### ◎調査の流れイメージ図





# 戸籍が電算化されます

## 8月24日（改製日8月22日）から交付

平成6年に戸籍法の一部が改正され、戸籍事務がコンピュータ処理することが出来るようになりました。町では行政サービスの向上、正確な戸籍事務の迅速化を図るため、作業を進めています。

### ◆戸籍の電算化とは

これまでの戸籍は、紙の原本で管理され、手作業での記録などを行っていたため、多くの時間と労力が必要でした。

戸籍事務をコンピュータで処理することにより、戸籍の届出が正確に早く処理され、作成から証明書発行までの時間が短縮されます。

\*今回の電算化は、本籍が奥尻町にある方の戸籍です。住所が奥尻にあっても、本籍が奥尻町以外の方は対象になりません。

### ◆戸籍謄本などの名称が変わります。

電算化に伴い、戸籍謄本などの名称が変わります。

これまで、戸籍に記載されている全員を証明する「戸籍

謄本」が「全部事項証明書」

に、個人を証明する「戸籍抄本」が、「個人事項証明書」と、それぞれ名称が変わります。

また、形式も文書形式から簡条書き形式への用紙サイズも従来のB4版からA4版へ小型化されます。  
※手数料は変更ありません。

### ◆今までの戸籍は？

#### どうなるの？

これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」（コンピュータへ改製された原本戸籍）として、町に150年間保存されます。

もし、「改製原戸籍」の証明が必要になった場合は、今まで通り申請することにより交付が受けられます。

### ◆使用される文字は？

昔の戸籍は手書きのため、誤字など辞書にない文字（氏名）が戸籍に記載されている場合があります。電算化後は、

このような文字は戸籍法で定められた文字に置き換えてコンピュータに登録されます。この修正は、戸籍表記上の文字を修正するもので、これによって氏名が変更になるものではありません。

#### ● 使用できない文字と対応する文字の例 ●

(現在の記載)

(コンピュータ処理後)

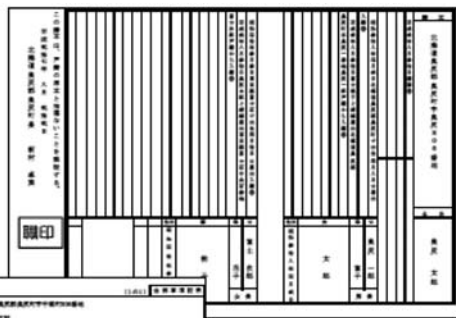
藏邊



藏邊

従来

新



### 戸籍証明書の新旧対照

	変更前	変更後
名称	戸籍謄本 戸籍抄本	戸籍の全部事項証明書 戸籍の個人事項証明書
様式	B4判横長	A4判縦長
書式	文章体縦書き	項目別横書き

※手数料に変更はありません。

### ◆お問い合わせ先

奥尻町役場 総務課 戸籍係  
☎(01397)213402